

関係権利者 様

川口市長 奥ノ木 信夫
(公印省略)

芝樋ノ爪及び芝4・5丁目地区の都市計画変更(原案)に関する説明会
及び地区計画原案縦覧の開催について(お知らせ)

新緑の候、あなた様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
日頃より、都市計画行政の推進にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、芝樋ノ爪及び芝4・5丁目地区は、昭和38年に土地区画整理事業予定地区として都市計画決定がなされ、以来、50年近く事業化に至っていない状況にあり、加えて、平成24年には国土交通省から「地震時等に著しく危険な密集市街地」として指定を受けたところでもあります。

このことから、これら課題を解消し、当地区の防災性及び住環境の向上に資するまちづくりを実現するため、全面的な土地区画整理事業を廃止し、これに代わる新たな整備手法として、住宅市街地総合整備事業(密集市街地整備事業)及び地区計画(まちづくりのルール)の導入について、地区住民の皆様のご理解ご協力を得ながら検討を進めてまいりました。

現在、住宅市街地総合整備事業は既に着手しておりますが、地区計画の導入に関しましても、地区住民により構成された芝樋ノ爪及び芝4・5丁目地区まちづくり協議会の皆様方のご尽力により、地区計画(案)の検討やアンケート調査の実施、同協議会主催の住民説明会の開催等、市と同協議会との協働によるまちづくりを鋭意進めてきたところであります。

そして、平成26年4月、芝樋ノ爪及び芝4・5丁目地区まちづくり協議会より「地区計画の提案書」が市に提出されました。

このことから、本市では、土地区画整理予定地区の変更(解除)、都市計画法に基づく地区計画の指定、また、当地区の更なる防災性の向上に資する準防火地域の指定について検討を行い、今般、その原案等がまとまったところであります。

つきましては、下記のとおり説明会を行うこととなりましたので、お忙しいところ誠に恐縮ではございますが、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

また、都市計画法に基づき、地区計画(原案)の縦覧も下記のとおり行いますのでご案内しますと共に、地区計画(原案)に対し、ご意見等のある方は、下記意見書提出期間に市長宛てに意見書を提出することができますので、併せてお知らせいたします。

記

■説明会について

1. 日時：平成26年6月13日(金)午後 6時30分～ 8時30分
14日(土)午前10時00分～12時00分
(※説明会の内容は両日とも同じです)

2. 場所：芝支所 多目的ホール(川口市大字芝6247) ※裏面参照

■地区計画原案縦覧について

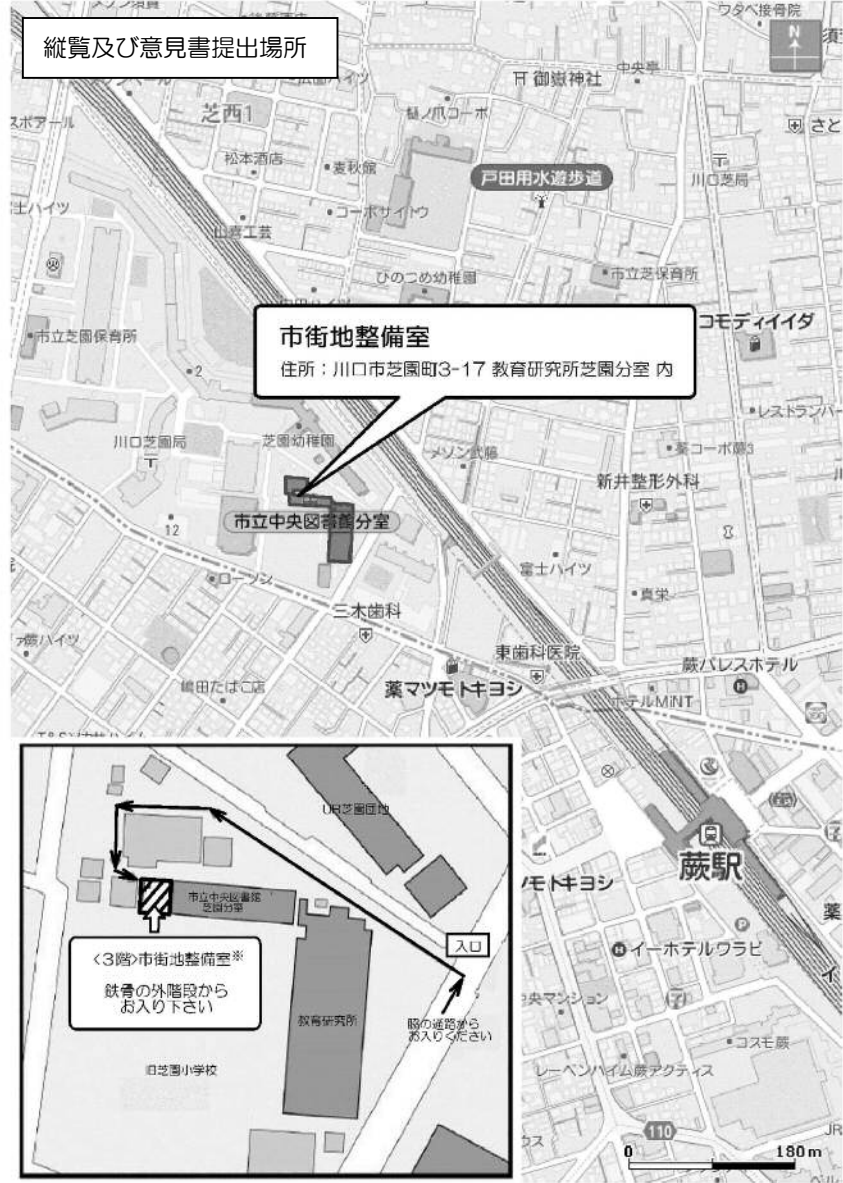
1. 縦覧日時：平成26年6月17日(火)～7月1日(火)
2. 意見書提出期間：平成26年6月17日(火)～7月8日(火)
3. 時間：午前8時30分～午後5時15分
4. 縦覧及び意見書提出場所：市街地整備室(川口市芝園町3-17) ※裏面参照

※問い合わせ先：地区計画・市街地整備室 電話 048-264-5321
：準防火地域・都市計画課地域計画係 電話 048-242-6332
：土地区画整理事業・区画整理課企画調査係 電話 048-280-1207

案内図



※駐車台数に限りがありますのでご了承下さい。



※ 鉄骨の外階段を上った3階が事務所になります。
 移動手段が階段のみとなります。また、駐車場はございません。
 ご注意くださいますようお願いいたします。